

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：尾張旭市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	S61. 1. 10	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	尾張旭市	職員数 (H25. 4. 1現在)	13
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度) 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	184 (20年度)	財政力指数	0.978 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨時債振替前)	— (年度)
経常収支比率 (%)	93.2 (20年度)	実質公債費比率 (%)	7.7 (22年度)
		将来負担比率 (%)	66.6 (20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	尾張旭市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	尾張旭市長 谷口幸治
既存計画との関係	新集中改革プラン（平成22年度～平成25年度）
公表の方法等	市のホームページに公表する。
基本方針	下水道事業の計画的な整備促進により使用料の増収を図る。また、組織改革等により適正な人員配置を行い、人件費の削減に努め、効率的な経営を推進することにより公共下水道事業の経営の健全化を図る。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：尾張旭市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	S61. 1. 10	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	尾張旭市	職員数 (H25. 4. 1現在)	13
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度) 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	184 (20年度)	財政力指数	0.978 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨時債振替前)	— (年度)
経常収支比率 (%)	93.2 (20年度)	実質公債費比率 (%)	7.7 (21年度)
		将来負担比率 (%)	66.6 (20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	尾張旭市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	尾張旭市長 谷口幸治
既存計画との関係	新集中改革プラン（平成22年度～平成25年度）
公表の方法等	市のホームページに公表する。
基本方針	下水道事業の計画的な整備促進により使用料の増収を図る。また、組織改革等により適正な人員配置を行い、人件費の削減に努め、効率的な経営を推進することにより公共下水道事業の経営の健全化を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	155,865.9			155,865.9
	補償金免除額	32,942.0			32,942.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(4,555.2)	(57,167.8)		(61,722.9)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	155,865.9			155,865.9
合 計 (A)		155,865.9			155,865.9
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		155,865.9			155,865.9

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	4,555.2	57,167.8		61,722.9
合 計 (A)		4,555.2	57,167.8		61,722.9
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,555.2	57,167.8		61,722.9

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の下水道事業は、昭和55年度に事業に着手して以来、現在までに806haの認可を受け、723haの整備が完了している。地理的には、名古屋市に隣接しているため、土地区画整理事業や住宅開発が多く実施されており、これに伴い下水道の整備も年間約15haのペースで実施されている。このため、財政的には資本的支出の割合が多くなっている。また、計画的な整備により毎年有収水量も増加しており、使用料収入も増加している。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金水準の適正化</p> <p>本市では、平成14年度に使用料の改定を実施しており、使用料単価は128.2円で県内の市平均114.5円を上回っているが、全国平均134.2円よりも若干低い水準にあるため、適正な料金への改定が課題となっている。</p>
	<p>課題 ② 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>給与水準は人事院給与勧告に基づき、毎年引下げられている。また、定員については平成23年度に1人減員した。今後は処理水量の増加が見込まれるため、維持管理部門での減員が課題となっている。</p>
	<p>課題 ③ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>現在、処理場の維持管理業務の一部を民間に業務委託しているが、今後さらに業務内容を拡大してゆくには安全管理上の問題もあるため、より効率的な経営を実施してゆく上で課題となっている。</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算)	平成23年度 (計画初年度) (決 算)	平成24年度 (計画第2年度) (決 算)	平成25年度 (計画第3年度) (決 算)	平成26年度 (計画第4年度) (決 算)	平成27年度 (計画第5年度) (決 算)					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		821	835	1,136	1,140	1,105	1,103	1,144	1,115	1,200	1,132	1,119	1,147	1,146	1,162	1,168
	(1) 営 業 収 益 (B)		547	586	579	606	642	641	657	653	673	670	676	685	698	700	714
	ア 料 金 収 入		504	526	543	573	610	609	622	621	636	638	649	653	672	668	688
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他 (雨水処理負担金)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益		274	249	557	534	463	462	487	462	526	462	443	462	448	462	454
	ア 他 会 計 繰 入 金		274	248	556	533	462	462	486	462	526	462	442	462	447	462	453
	イ そ の 他		0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1
	2 総 費 用 (D)		821	835	769	750	735	782	750	797	747	773	727	778	761	796	704
	(1) 営 業 費 用		436	467	479	496	486	543	511	561	515	549	513	560	556	581	507
	ア 職 員 給 与 費		71	67	55	56	53	59	55	60	61	60	56	64	51	64	44
	イ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他		365	400	424	440	433	484	456	501	454	489	457	496	505	517	463
	(2) 営 業 外 費 用		385	367	290	254	249	239	236	232	224	215	218	205	215	197	
	ア 支 払 利 息	上段：雨水・汚水公費分	27	25	19	17	16	16	15	16	14	14	13	13	12		
	下段：汚水分	358	342	271	237	233	223	224	220	218	208	201	202	192	199	185	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	0	367	390	370	321	394	318	453	359	391	369	385	366	463	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		1,386	1,800	1,346	1,290	952	1,510	1,420	1,373	970	890	679	1,123	1,049	996	900
	(1) 地 方 債		265	1,012	748	446	260	551	550	556	423	248	234	393	455	384	369
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金		833	652	439	353	386	418	290	426	247	426	261	426	202	336	199
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		207	90	121	439	253	496	520	357	243	185	139	271	310	216	269
	(6) 工 事 負 担 金		81	46	38	52	43	45	56	34	44	31	45	33	81	60	47
	(7) そ の 他		0	0	0	0	10	0	4	0	13	0	0	0	0	17	
	2 資 本 的 支 出 (G)		1,316	1,881	1,693	1,752	1,296	1,904	1,867	1,705	1,427	1,225	1,079	1,496	1,438	1,354	1,364
	(1) 建 設 改 良 費		717	437	505	1,078	669	1,234	1,197	958	681	699	556	1,000	944	865	875
	イ ち 職 員 給 与 費		65	56	57	46	46	51	42	51	43	59	43	73	42	73	45
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		599	1,444	1,188	674	627	670	747	746	526	524	496	494	489	489	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		70	-81	-347	-462	-344	-394	-447	-332	-457	-335	-400	-373	-389	-358	-463	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				
	(E)+(I) (J)	(K)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (決算)				
収 支 再 差 引	70	-81	20	-72	26	-73	-53	-14	-4	24	-9	-4	-4	5	0	
積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 か ら の 繰 越 金	130	200	119	139	67	93	20	40	6	36	30	27	26	23		
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
形 式 収 支	200	119	139	67	93	20	40	6	36	30	27	26	23	31	23	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	0	0	6	0	4	0	4	0	0	4	2	3				
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	200	119	133	67	89	20	36	6	36	30	23	26	21	1	20
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	57.8	36.6	58.0	80.1	81.1	76.0	80.6	72.2	80.4	87.1	89.4	90.0	91.3	90.4	97.9	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	547	586	579	606	642	641	657	673	670	676	685	698	700	714		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 (R)/(S) × 100																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	547	586	579	606	642	641	657	673	670	676	685	698	700	714		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (T)/(V) × 100																
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高 (X)	10,629	10,196	9,757	9,528	9,161	9,042	9,041	8,851	8,718	8,573	8,428	8,470	8,389	8,365	8,269	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
	(決算)	(決算)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (決算)			
収 益 的 収 支 分	274	248	556	533	462	462	486	462	526	462	442	462	455	462	457
うち 基準内繰入金	273	248	556	533	462	462	475	462	428	462	333	462	347	462	367
うち 基準外繰入金	1	0	0	0	0	0	11	0	98	0	109	108	108	0	90
資 本 的 収 支 分	833	652	439	353	386	418	290	426	247	426	261	426	202	336	199
うち 基準内繰入金	151	120	108	99	65	36	34	34	34	35	35	30	30	31	31
うち 基準外繰入金	682	532	331	254	321	382	254	392	213	391	226	396	172	305	168
合 計	1,107	900	995	886	848	880	776	888	773	888	703	888	657	798	656

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成27年度 (計画第5年度) (決算)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	53.3	52.0	76.0	75.3	75.9	69.4 75.9	66.5 76.5	81.3 75.9	84.4 78.2	86.2 88.7	
資本費 (円又は%)	149	161	184	174	161	163 160	154 151	137 132	128 125	124 120	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	57.8	36.6	58.0	80.1	81.1	76.0 80.6	72.2 80.4	87.1 89.4	90.0 91.3	90.4 97.9	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	33.4	29.7	48.9	46.8	41.8	41.9 42.5	41.4 43.8	40.8 39.5	40.3 39.7	39.8 39.1
	うち基準内繰入金 (%)	33.3	29.7	48.9	46.8	41.8	41.9 41.5	41.4 35.7	40.8 29.8	40.3 30.3	39.8 31.4
	うち基準外繰入金 (%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 1.0	8.2	9.7	9.4	7.7
	資本的収入分 (%)	60.1	36.2	32.6	27.4	40.5	27.7 20.4	31.0 25.5	47.9 38.4	37.9 19.3	33.7 22.1
	うち基準内繰入金 (%)	10.9	6.7	8.0	7.7	6.8	2.4 2.5	2.5 3.5	3.9 5.2	2.7 2.9	3.1 3.4
うち基準外繰入金 (%)	49.2	29.5	24.6	19.7	33.7	25.3 17.9	28.5 22.0	44.0 33.3	35.2 16.4	30.6 18.7	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金は、平成14年度に基本使用量と従量使用料を改定し、平均18.2%の改定率とした。また、料金収入については計画的な下水道事業を実施することにより、毎年約15haを整備し、有収水量の増加に伴う使用料の増加を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	最近の財政状況から一般会計繰入金を増額は望むことができず、平成18年度実績の11億5千万円から平成23年度は約20%減の9.2億円となる見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、東部浄化センターの改築工事(高度処理化・耐震補強等)を平成20年度から平成24年度までの工期で実施しており、概算費用は、約27億円である。また、西部地区の供用開始面積の増加に伴い、平成26年度から西部浄化センターの増築工事に着手する予定である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成26年度から認可区域の拡張に伴い污水管渠の整備量がほぼ倍増するため、短期的に人員増が見込まれる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	平成18年度から22年度までを計画期間とする「第3次定員適正化計画」により、5年間で総数の5.6%(33人)を削減した。下水道事業においても、平成20年度に1係を統合し、定員を1人削減した。また再任用職員を登用することにより、人件費の削減に努めた。さらに、平成23年度には定員を1人削減し更なる効率化を図る。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	平成21年度の給与改定により行政職給料表の平均0.2%引き下げ、住居手当のうち自宅に係る住居手当の廃止、期末・勤勉手当の支給月数を一般職員で年間0.35月、再任用職員で年間0.15月引き下げを実施した。また、地域手当については、平成22年度に、国基準の支給率の6%に引き下げを実施した。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	労務職員の給与については、平成21年度の給与改定において行政職給料表と同様に給料表の引き下げ改定を実施。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	第三次行政改革大綱に基づく職員給与の適正化の一環として、平成16年度に退職時特別昇給を廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方	②	健康保険組合の事業主負担割合は1/2である。 職員の福利厚生事業については、職員の掛金と事業主としての市からの負担金により運営される職員互助会によって実施されているが、事業内容の見直しや縮小により、平成23年度から市の負担率を、4/1,000から事業費の1/2に改定し市の負担金額を引き下げている。今後についても、市民の理解が得られる適正な福利厚生事業となるよう、事業の内容について点検・見直しを実施していく。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	料金徴収事務委託について、平成23年度に委託料単価の算定基準の見直しを行い、委託料の削減を行った。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	浄化センターの維持管理業務等について民間委託を実施している。 今後、指定管理制度等の導入について検討を行う。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成14年度に使用料の改定を実施し、使用料単価は現在128.2円で、県内の市平均114.5円を上回っているが、適正な料金水準には達していない。このため、計画的な下水道の整備を毎年実施し有収水量の増加による使用料の増加を見込み、歳入の確保に努める。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	③	財政状況については、尾張旭市財政状況の公表に関する条例の規定に基づき、毎年6月及び12月に広報及びホームページに掲載する方法等により公表している。職員数や給与の状況等の公表についても、尾張旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、毎年12月に同様の方法で実施している。また、その他の下水道事業に関する各種情報についても、ホームページの活用等により、積極的な情報提供に努めている。
○ 行政評価の導入	③	第四次総合計画の策定に合わせ、平成16年度から「行政評価システム」を導入している。これにより、基本構想として定めた「8つの政策」について、その実現のための手段である「施策(36)」、「基本事業(139)」等の目標達成度を数値で示すことが可能となり、市民起点、成果重視の観点から市政の運営が行われている。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	事務の効率化、民間委託の推進等により定員を削減し、人件費の削減に努める。 料金徴収事務委託の単価の算定基準を見直すことにより、維持管理費を削減する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	指定管理制度の活用についての検討を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	下水道整備を計画的に実施し、有収水量を増加させることにより使用料の増収を図る。これにより、汚水処理原価を低く抑えて一般会計からの基準外繰出しの減少に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入																			
		改善効果額																			
		①有収水量の増加 ②																			
		③収納率の向上																			
	その他④()																				
	改善効果額																				
	経営の効率化	管理運営費																			
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの																				
	改善効果額																				
	⑤職員給与費の適正化																				
維持管理費(上記以外)の適正化(使用料徴収事務委託の見直し)																					
その他⑥(定員の削減(課長級職員))																					
改善効果額																					

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)

3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行14列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)

- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限り)。

延長計画改善効果額 合計 A																					
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B																					
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C																					
A + B + C																					
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)																					

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 計画的な下水道の整備を毎年実施し有収水量の増加による使用料の増加を図る。
- 民間委託の取組状況 浄化センターの維持管理業務等を民間に委託している。
- その他に記入された項目に関する取組等